

健康案内

検診

血液検査で簡単に胃疾患に罹るリスクを判定

胃がんリスク検診 (ABC検診)

市は、2014年度からバリウムによる胃がん検診に代わり、胃がんリスク検診(A・B・C検診)を行っています。

この検診は、胃がんそのものを見つける検査ではなく、胃がんの原因とされるヘリコバクター・ピロリ菌の感染の有無等を調べ、一生の間に胃がん等の胃疾患に罹るリスクを判定します。

検査方法は血液検査のため身体への負担が少なく、健康診査時等の採血で同時に検査することもでき、大変受けやすい検査です。

2013年度はバリウムによる胃がん検診受診者は約3000人で、胃がん発見者数は3人でした。一方、2014年度の胃がんリスク検診は約8倍の2万4000人近い方が受診され、より詳しい検査が必要となった方には胃内視鏡検査を受けていただいた結果、108人の方の胃がんの発見につながりました。

胃がんリスク検診は1人1回限りです。ご自身の健康管理にお役立て下さい。

実施期間 2016年2月29日まで

場市指定の医療機関

※町田市ホームページをご覧ください。また、町田市代表電話(☎722・3111)へお問い合わせ下さい。

費用 800円(一部免除対象あり)

申請 直接医療機関へ。
健康推進課 ☎725・5178 FAX 050・3101・4923

健康づくり

親子栄養講習会

「夏休み！親子あそびと白玉ずんだ作りにチャレンジ！」市内在住の4歳以上の未就学児とその保護者

8月6日(木)午後1時15分～3時30分
場健康福祉会館

「スポーツトレーナー」幼児期の体づくり、親子で運動、栄養士白玉づくり、生活習慣病予防の話

20組(申し込み順)

7月13日から電話でイベントダイヤル(☎724・5656)へ(町田市ホームページで申し込み可)。

96 ☎722・3249

そらまめの会 (多胎児の会)

母子健康手帳をお持ちのうえ、直接会場へお越し下さい。

7月30日(木)午前10時～11時(受け付け11時前30分)

公開している会議 傍聴のご案内

| 会議名 | 日時 | 会場 | 定員 | 申し込み |
|------------------------|-----------------------|-------------|------------|----------------------------------|
| 町田市環境マネジメントシステム外部評価委員会 | 7月22日(水)午後6時30分～8時30分 | 市庁舎2階会議室2-2 | 10人(申し込み順) | 7月21日午後5時までに電話で環境政策課(☎724・4386)へ |

お知らせ

募集

町田市民病院臨時職員・産・育休代替

薬剤師

町田市民病院臨時職員・産・育休代替

勤務期間 7月～2016年7月末(予定)

採用時期は、相談のうえ決定します。

勤務時間 平日午前8時30分～午後5時、週5日

報酬 時給2000円(別途交通費支給)

詳細は、町田市民病院ホームページをご覧ください。

鶴川市民センター 改修工事に伴い 施設貸出を中止します

鶴川市民センターは改修工事に伴い、次の期間、第3駐車場に仮設庁舎を建設し、行政窓口を移転します。また、施設(ホール・会議室・和室・音楽室・保育室)の貸出しを中止します。

16年2月1日～10月28日(予定)

行政窓口の移転期間 2016年7月26日(必着)に郵送で町田市民病院総務課(〒194-0023、旭町2-15-41)へ。

町田市民病院総務課 ☎722・2230(内線7414) FAX 720・5680

町田市学童保育クラブ 夏季期間臨時職員

勤務期間 7月21日～8月31日の月・土曜日で指定する日(週最大5日勤務)

勤務時間 午前8時～午後7時のうちシフト表で定めた時間(最大7時間30分)

勤務場所 町田市直営の学童保育クラブ5か所のいずれか

内各学童保育クラブに在籍する児童(障がい児を含む)の保育及び介助

募集人員 15人程度

報酬 時給890円(別途交通費支給)

詳細は、町田市民病院ホームページをご覧ください。

町田市斜面地における建築物の建築の制限に関する条例の改正(案)

建築開発審査課 ☎724・4413 FAX 050・3161・5899

パブリックコメント 概要

2014年6月の建築基準法改正により、これまで地下階の容積率不算入の対象建築物は共同住宅等のみでしたが、老人ホーム等も対象になったため、条例改正を進めています。

〈改正の目的・内容〉市では、2005年に「町田市斜面地における建築物の建築の制限に関する条例」を制定し、大規模な共同住宅等の建築を規制してきました。

2014年6月の建築基準法改正により、地下階の容積率の緩和の対象建築物に老人ホーム等が追加されたため、本条例の対象建築物に老人ホーム等を追加し、共同住宅と同様に規制し、斜面地周辺における良好な住環境の確保と調和を図るよう条例を改めます。

ご意見の提出方法

| | |
|----------|--|
| 案件名 | 町田市斜面地における建築物の建築の制限に関する条例の改正(案) |
| 担当課 | 建築開発審査課(市庁舎8階、〒194-8520、森野2-2-22、☎724・4413 FAX 050・3161・5899 mcity1980@city.machida.tokyo.jp) |
| 募集期間 | 7月13日(月)～8月11日(火) |
| 資料の閲覧・配布 | 条例(案)は町田市ホームページに掲載しています。また、担当課のほか次の窓口で閲覧及び資料配布を行っています。各窓口で開庁日・時間が異なりますのでご注意ください。 【配布場所】市政情報課・市民相談室(市庁舎1階)、建築開発審査課(市庁舎8階)、各市民センター、木曾山崎・玉川学園の各コミュニティセンター、町田・南町田・鶴川の各駅前連絡所、各市立図書館、町田市民文学館、男女平等推進センター(町田市民フォーラム3階)、生涯学習センター |
| 意見等の提出方法 | 郵送、FAX、Eメール、または担当課ほか資料を配布している窓口へ直接提出して下さい。郵送の場合は配布資料に添付している専用封筒(料金受取人払郵便)をご利用いただけます。 |

【注意事項】書式は自由ですが、住所・氏名・連絡先・案件名を明記して下さい。電話、窓口での口頭によるご意見は、お受けできません。ご意見への個別の回答は行いません。公序良俗に反するもの、特定の団体・個人等に対する誹謗中傷が含まれるものは無効とします。寄せられたご意見の概要及び市の考え方は、個人情報を除き、10月下旬に公表予定です。

南第3高齢者支援センター

移転のお知らせ

7月21日(火)から、南第3高齢者支援センター(成瀬台3-24-1)の場所が移転します。

移転先 西成瀬2-48-23

高齢者福祉課 ☎724・2140 FAX 050・3101・6180、同センター ☎720・3801 FAX 860・7022 (FAXは21日から)

